四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第19号

四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則の一部を 改正する規則

四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則(令和4年四日市市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正後

(位置)

第3条 マイナンバーカードサービスセンターの位置は、<u>四日市市諏訪町1番5</u>号とする。

(業務取扱時間等)

第5条 マイナンバーカードサービスセンターの業務取扱時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、毎週木曜日は、窓口業務(マイナンバーカードサービスセンターの窓口において個人番号カードの申請を受け付け又は交付する等、窓口において前条第1号から第5号までに規定する取扱業務を行うことをいう。)は行わないものとする。

2 (略)

改正前

(位置)

第3条 マイナンバーカードサービスセンターの位置は、四日市市安島一丁目3 番18号とする。

(業務取扱時間等)

第5条 マイナンバーカードサービスセンターの業務取扱時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、毎週水曜日は、窓口業務(マイナンバーカードサービスセンターの窓口において個人番号カードの申請を受け付け又は交付する等、窓口において前条第1号から第5号までに規定する取扱業務を行うことをいう。)は行わないものとする。

2 (略)

附則

この規則は、令和6年5月28日から施行する。

(市民生活部市民課)